

中世大越の地方支配

～唐宋変革期「小帝国」の比較史への問題提起～

桃 木 至 朗

Local Rule in Medieval Dai Viet

MOMOKI Shiro

この報告では最初に問題提起として、(1)「東アジア史」を世界の学界でおこなわれている「グローバル・ヒストリー」の議論と斬り結べるものにするために、中華史観、周辺側の一国史観、自国語でしか発表しない発表方法などを改める必要があること、(2)そうした視点にもとづく越・韓・日（・琉）の比較研究には、基層文化と家族、財産所有、開発と農村社会、中華帝国の周辺での共通の経験、ジェンダーや儀礼に着目する王権論と政治史など興味深いテーマが多数あること、の2点について簡単に話す。

つぎに本論として、大越（ベトナム）の李朝（1009-1226）の中央政権が地方をどうやって支配したかについて紹介する。各地方の府・州などの行政単位は基本的に在地勢力にあたえた名誉称号だが、軍管区としての「路」が新たに設置され、また一部の府・州では皇帝の近侍官による統治が実現する。他方、皇帝の頻繁な行幸と行宮のネットワーク、地方首長に「降嫁」した公主たちの働きなど、非律令制的なチャンネルが、地方支配に大きな役割を果たしていた。こうした唐制をローカライズする方法について、高麗などとの比較ができれば幸いである。

キーワード：大越、李朝、地方支配、比較史、高麗

1. 問題提起

1.1. 「東アジア史」

本シンポジウムに参加させていただいたのは、従来の「東アジア史」に対する強い問題意識のためである。今後の「東アジア史」研究は、以下のような限界を超えなければならない。

第一に、「中心からしか見ない」中国史・東アジア世界史と、「真空の中の主体性論」に縛られた周辺国家の一国史の悪循環を超えること。第二に、東南アジアも中央ユーラシアも無視した日中韓（朝）だけの東アジア史を超えること。そして第三に、自国語でしか発表せず（しかし自国史の学界とは切れて

いる)、世界史への位置づけも論じない「東洋史」を超えることである。

それらを前提に、グローバル・ヒストリー、それも近代化の前提としての近世以降だけを論じるポメラントツや杉原薫だけでなく、むしろ古代からの比較史を説くリーバーマン (Lieberman 2003; 2009) と斬り結べるような東アジア史を構築することが必要である。

1.2. 越・韓・日（・琉）の比較の可能性

報告者の専門とする中世史について、これまでの研究 [桃木 2011各章; Momoki 2011] でふれた部分が多いのだが、越・朝・日の3国間での幅広い比較の可能性（一部は琉球も含みうる）が存在することを述べておきたい。上記のようにグローバルな歴史を構想する際に、「関係史」「交流史」だけでは限界があり、古代・中世には特に、比較史が重要な役割を果たすと考えるためである。

第一は、基層文化と家族、財産所有、開発と農村社会などの領域で、奴隷制や家族制を実際に比較した社会学者牧野巽から、東アジア小農社会論を唱えた宮嶋博史まで、多くの研究が比較の意義を示している。1980年代以降にあらためて、東アジアの歴史学において、非単系的家族・親族システムと近世におけるその父系化という像が一般化したこと（日本史の明石一紀 2006、朝鮮史の浜中昇 1992らの整理を見よ）も、この領域の研究の幅を広げている。今後はいわゆるビッグ・ヒストリーも視野に入れ、気候変動などを組み込むと、さらに興味深い研究ができるはずである。各国・地域における中世温暖化と14世紀以降の寒冷化の影響の有無などがその一例である。

第二は、中華帝国の周辺での歴史的経験の比較である。李成市、坂寄雅志、村井章介ら多数の研究者が扱ってきた正統性原理と世界像・歴史像や国土意識の研究は言うまでもない。ほかに、村山智順 1972 (1931)、土居邦彦1995らが描く朝鮮の風水と、近世大越の風水 [Momoki 2010] の平行性なども興味深いし、法制史・制度史では仁井田陞から Yu Insun まで、比較史の実績がある。宗教と教団、民間信仰などの領域でも、ベトナム「禪」に関して中朝日との比較を視野に入れた Cuong tu Nguyen 1997の先駆的問題提起、濱島敦俊の城隍研究など見のがせない事例がある。

もうひとつ、ジェンダーや儀礼に着目する王権論と政治史は、先行研究が少ないが、有望な分野と思われる。そこでは黒田俊雄・網野善彦らの日本の中世前期王権論と、女性史の側からの政治史（服藤早苗、野村育世ほか多数）などが有力な手がかりとなるし、最近では朝鮮史（高麗時代）についても研究が進んでいる [朝鮮史研究会編 2011]。

2. 李朝期 (1009-1226) 大越の地方支配

2.1. 地方行政単位から見た支配の様相

本報告の直接のテーマは、大越（ベトナム）李朝の中央政権がどのように地方支配をしていたかという問題である [桃木 2011: 6章]。1の問題提起から見ればささやかだが、それを一部、高麗の地方支配と比較してみたい。まず、地方行政単位の命名法や実態から考えよう。表1は、『大越史略』(SL)と『大越史記全書』(TT)というもっとも基本的な年代記史料から、李朝時代の行政単位呼称を抜き出したものである。

2.1.1. 李朝の地方行政体系と路制をめぐる3つの説

これらをめぐって最初に取り上げるべきは、路制をめぐる理解の食い違いである。唐代の北部ベトナムには安南都護府の下に交州、長州、峯州、愛州、驩州などの直轄州と多数の羈縻州が設置されている[Maspéro 1910]。966年(?)に皇帝を称した丁部領は「十道將軍」と号し、全国を十道に分けようとした可能性があるが実態は不明である。

史料1：「十道を改めて路府州とした（改十道為路府州）」[TT〈大越史記全書〉黎大行応天9年〈1002〉春3月条]

史料2：「十道を改めて24路とした。驩州・愛州は寨とした（改十道為二十四路、愛州・驩州為寨）」[TT太祖順天元年（1010）冬12月条]

以上の史料はよく知られている。ただしTTとSL（大越史略）の両年代記¹⁾の前黎朝（980-1009）・李朝部分には、路がいかなる単位かの制度的説明はなく、路の実名もTTの編者のコメントに出てくる例を含め李朝の6例のみ（うち13世紀初頭のSLの3例は、陳朝樹立後の単位名によって表記されている可能姓あり）、路官の官名・個人名も皆無である。その状況下で、路を含む地方単位について3種類の理解がこれまでに提出されている。

まず仏領期のアンリ・マスペロ[Maspéro 1916]の解釈は以下の通りである。李初に置かれた各府はいずれも、唐制にならって重要な州に与えられた名誉称号だったが、のちには宋制と同じ最重要地域の行政単位呼称としての府も現れた。州については、唐制の州の諸類型（道と県間の行政単位、羈縻州、県の名誉称号）に対して、李朝期ベトナムに存在したのは、羈縻州系の2類型（「州牧」「首領」など異民族首長の統治する州、区画の細分化や強力な首長の不在のためにアンナン人「知州」が統治する州——後者はのちに鎮とされる）と県の名誉称号のみだった。『嶺外代答』（1178年成立→表2）の時期であれば、紅河デルタの都護府の下には原則として県のみが、デルタ外各府の下には羈縻州系の州のみが置かれていた。記録に現れるデルタの州名は、県の名誉称号かさもなくば史料作者が誤って他の時代の呼称を記したものである。また路については、唐の軍事・監察単位たる道制が丁朝・前黎朝の十道制に受け継がれたが、それに代わった李朝の路は、唐制で道の下に置かれた小軍管区としての府（都督府）に相当するもので、数路ずつでその地方の主邑（府路）に属した、などとする。ただ実例の考証はほとんどなく、以上は結論のみ示したものである。

これに対し、独立後のベトナム民主共和国の史学界をリードしたダオ・ズイ・アイン[Đào Duy Anh. 1964 (1996)]以下、ベトナムの学界ではTT1010年条により（1002年条は無視?）一般行政単位として全国が路—府州に区分されていたことを、史料上の具体例の吟味抜きで信じる。なおアインは、狭いベトナムでは1路=1府、1州のケースも多い、山地では羈縻州があり、その他平野部には郷・甲（県に近い）、山地には寨・洞（羈縻州に近い）などの単位もあった、とする²⁾。

1) 以下の本文・註でTT-1179、SL-1202などと書くのは、いちいち年号を書く煩雑さを避け、それぞれの年代記の繫年を西暦年のみで示したものである（原則としてある年号の大半が属する西暦年を示し、正確に1020/1021と表記するような方法はとらない）。

2) [Hoàng Xuân-hãn. 1949 (1996)] 以下、下位の単位に関するベトナム人の見解はバラバラである。

最後に日本では桜井由躬雄〔桜井 1980b〕が、TTとSL(大越史略)の両年代記の記載例の網羅(ただしマスペロ説は見ていないか)から、順天元年の24路制は資料編者の虚構でなければ実態のないもので、第一級行政単位として路・道・府・州、第二級単位として郡・県・鎮、第三級単位として甲・郷・村・邑・社などが、行政単位呼称としての意味をもたないまでに個別に命名されていたと主張した。これは、紅河デルタ内にも半独立地方勢力が割拠しており、李朝の直接支配地域は首都周辺と下部デルタだけだったという理解の一環をなすもので〔桜井1980aから続く主張〕、1970~80年代に英語圏で流行し、支配者のカリスマや被支配者と結ぶパトロン・クライアント関係に依存し組織的としての支配が弱い点に着目した「東南アジア的国家論」(例:Wolters 1999のマンダラ論)などとも親和性をもつ議論である。

では、「24路」と言えば思い出される宋代中国の路は、どんな単位だったろうか。日本で主流になっている宮崎市定~梅原郁らの理解によれば、しだいに行政的機能が強まるとはいえ宋の路は基本的に監察区分であった〔小林隆道 2003〕。以下の史料3~5を見れば、李朝の「路」もやはり「行政単位」とは違った単位で、「路官」は宋で一路の軍政を担当する安撫使(元来は臨時の職)のような、軍事に関する役割を帯びていたと考えられそうである(末期の「道」も同様か)。

史料3:この年、天下に飢饉がおこった。枢密院の阮珠に詔して、諸路の逃人が各地の橋・道を見ればそこに土を盛ってを作らせその上に木牌を置かせるようにして、四方に向かう者の便とさせた(是歳天下飢。詔枢密院阮珠、令諸路逃人各認地方橋道、築土為堠、置木牌、以便四方所向)〔TT本紀2:太宗明道元年(1042)〕

史料4:盗賊が蜂起した。成年男子の壮健な者を選んで軍伍に充て、路官にこれを統括して盗賊を捕らえさせよという詔を出した(盗賊蜂起。詔選丁男壯者充軍伍、令路官統管収捕之)〔TT本紀4:高宗治平竜応3年(1207)春正月〕

史料5:天下を定めて二十四路とした。路分公をこれに居らせ、宏奴属隸および本路軍人を分けて甲を編成させた(定天下為二十四路。路分公居之。用宏奴属隸及本路軍人相分為甲)〔TT本紀4:惠宗建嘉12年(1222)〕

ちなみに高麗の最高行政単位は「道」だったはずだが、北界と東界には、「西北面○○使」「東北面○○使」と並び、「西北路兵馬使(同副使)」「東(北)路兵馬使(同副使)」「東北路監倉使」などの官名が見え、「東北路文湧二州」(『高麗史』世家・文宗7年<1053>条)のような地名呼称も見える〔宋制との対比は周藤1980〕。

大越でも陳朝期には「雲屯鎮に鎮官・路官・察海使を置いた(設雲屯鎮鎮官・路官・察海使)」(TT-1349)という記事がある。李末の「往烘路訓練軍士」(SL-1209)、「快路將軍」(SL-1215)なども、路が軍事に関係する単位であることを示すかもしれない。さらに、TT-1160の「蘇憲誠・費公信に命じて民丁を選び、壮健な者は軍伍に充て、将校で兵法・武芸に通じたものをえらんでこれを分担・監督させた(命蘇憲誠・費公信選民丁、壯者充軍伍、択将校通兵法武芸者分管之)」、TT-1163「逃亡兵が群をなし、陸路の居民を劫略したので、費公信に兵10万を率いて平定するよう命じた(逃卒嘯聚為群、劫掠陸路居民、命費公信將兵十萬討平之)」、TT-1179「丁男を選び、壮健な者は軍伍に充てた(選丁男、壯者充軍伍)」なども路官の仕事に関連した可能性があるだろう。

「路」の実態をさらに深く理解するには、大越のような中央政権の機能が軍事・宗教などの側面に限定されている素朴な国家に、中国式の壮大な官僚制を導入しようとしたために、官爵の空設のみ多く、任命されるべき人も任命すべき実際のポストも少ない、という状態 [Nguyễn Thừa Hỷ 1981: 332] を想定すべきだろう。そこでは（そもそも宋代がそうなのだが）府州の官が路官を兼ねるのが普通だったろう。しかも単位名を与えられる地方の側を見ると、それは空間としての地域というより在地勢力であったり、実態としてポストや役所が存在するのでなく統治者の肩書きだけが存在する状況だったとすれば（後述）、記録される単位名があるときは府、あるときは州、ときには路（1035、37年の「烏（鳥）路」）と転変を繰り返しても不思議はない。要するに、マスペロ、アイン、桜井の三者はことの一面ずつを見たのではないか。

2.1.2. 上級単位と基礎単位

上記のように、府ないし府路が最高行政単位だったという証拠はなく、年代記の記録を見る限り、州や府が一般的である。李公蘊の故郷である古法郷（延蘊郷）がおそらく前黎朝期（980-1009）にかれの出世にともなって古法州とされ、1010年に天徳府に昇格したように、府は州の重要なものを昇格させた単位と理解できる。

次により下級の単位を見る。詳論は省くが、地方行政単位が上下三級に分かれていた証拠はなく、府・州の下には郷・甲などの基礎単位だけがあった（それはしばしば後世の県レベルに相当する大きな在地勢力単位で、その下は国家によって把握されていない）と思われる [桃木 2011: 252-257]。

では、これらの上級単位にはどんな統治者が置かれていたのだろうか（基礎単位の統治者名の記録は皆無に近い）。記録にあらわれる州の統治者名を見ると、「州牧」「首領」（「大首領」「小首領」も史料に見える³⁾）など、在地首長の本領安堵らしいものがほとんどであるが、南方経営の最前線である乂安州と、中国国境に連なる諒州のみに、知州の人名が記録されている。

府については、12世紀に入ると、南北の紅河デルタ外支配の拠点である清化府と富良府に「守富良府」（TT-1125、1149）、「判清化府事」（TT-1127）、「守清化府」（TT-1127、1130、1135、1137）などの統治者の肩書きが現れる。これらを帯びた人物は「中書」「中書火」「御庫書家」「内常侍」などの肩書きもつので、皇帝に近侍する官僚と思われる。必ずしも公的とはいえない皇帝の権力伸張を示すものではないか（「守」は自分のランクより高いポストについた場合、「判」は逆に低いポストについた場合の肩書きであろう） [桃木2011: 267-268]。

いずれにしても、中央政権が官僚を送り込んで直接支配できた地方単位はごく一部で、他は地方単位ないし地方豪族に対する名誉称号だったことは疑いない。こうした在地勢力群に対する上からの名誉的秩序づけのための行政単位呼称の授与は、高麗・朝鮮王朝初期について旗田巍 [旗田 1972: 第一篇「郡

3) 唐宋時代の中国の首領については古畑 2007参照。なお諒州牧申紹泰（1029年）、永安州牧師用和（1033年）、峯州牧黎宗順、上威州牧何善覽（1036年）、諒州牧楊景通（1072年）、渭龍州牧何彝慶（1082年）、真登州牧黎氏（1113年）、諒州牧懷忠侯（1167年）などの「州牧」は、漢代の州牧（刺史に相当）や高麗の「八牧」の例から見て、異民族の羈縻州というより、かなり重要な支配拠点の統治者（ただし中央官僚ではない）に与えられたものかもしれない。

県制度]、渤海について河上洋 [河上 1983] がそれぞれ指摘している。たとえば豪族集団を統合して建国した高麗の場合、府は強大な豪族の居住地につけられた称号であり、府の豪族は周囲の村々や部曲・郷・所などの賤民的集団⁴⁾を支配するとともに、それぞれ村や部曲などを支配する郡・県 (= 中小豪族) を支配した [旗田 1972: 38]。州・府・郡・県は要するに村落のうち有力なもの、嘉賞すべきもの、逆に部曲・郷・所は反逆者や賤民が住むもので [Ibid.: 96]、王室財政の基盤となる荘・処などの地も (地位としては郡県の下に津・郷・部曲・所などと並んで) 設置された [Ibid.: 83]。大部分の郡・県には中央から派遣された地方官はおらず、そうした「属郡」「属県」は地方官のいる郡県を介して中央の支配を受けた [Ibid.: 37]。部曲・郷・所や荘が県に昇格し、郡県が州や府に昇格することもしばしば見られた [Ibid.: 82]

大越李朝の場合、反逆者が住んだ単位に特別の呼称を用いたかどうかは不明である。王室直属の下級単位としては、陳朝以降に村落呼称として一般化する「社」(奴婢の村のような意味の làng Cáo = 杲社は有名なハノイ西郊のものだけでなく、各地に設定された可能性あり [桃木 2011: 88注63]) のほかに、「場」も朝廷管理下にある交通・商業・手工業拠点を指した可能性がある [Ibid.: 94注84]。また「甲」には特定の産物や職能で朝廷に奉仕する地方単位が含まれたかもしれない (漆作甲、甘蔗甲など) が、特定地域に属さない職能編成単位としての甲も存在したらしい [Ibid.: 94]。

2.2. 非律令制的な地方支配のチャンネル

以上のような制度面の検討と並んで、李朝が複数の非律令制的なチャンネルを通じて地方支配を強化していた点にも注意を促したい。

2.2.1. 皇帝による親征・行幸と行宮ネットワーク

第一に、3代聖宗までは、紅河デルタ外の「州」などの地方勢力の反抗と、それに対する皇帝ないし皇子による親政が繰り返されている。前黎朝では皇子を地方拠点に分封したが、創立者の黎桓の死後に皇子たちの抗争がおこり王朝が衰退したため、李朝は地方に皇子を分封しなかったと考えられる。ところが「独立国家」としての統合の範囲や枠組みはまだ確定していなかったため、やはり皇帝や皇子自身のパワーとカリスマを見せつける必要があったのだろう。

4代仁宗以降には、紅河デルタ内諸勢力が激しく抗争した王朝末期を除き、地方反乱がほとんどおこらない。その一方で、各皇帝とも頻繁に地方に行幸する (→表3)。地方統治が一定の安定をとげたとはいえ、頻繁な示威は依然として必要だったのだろう (経済的にも、中央まで十分な富が上がってこないため、地方で税役を集めて回る必要があったかもしれない) [以上桃木 2011: 第六章第1節]。他方、高麗の場合は西京 (平壤) にたびたび行幸するほか、南京 (のちのソウル)、東京 (慶州) への行幸も記録されているが、こうした副都以外への行幸は——首都や副都の近傍にある宗教中心への行幸を別とすれ

4) 現在では賤民でなく良民説が有力である [朝鮮史研究会 2011: 118]。一般の良民 (白丁) と奴婢以外に、多様な身分上の位置と奉仕・貢納形態をもつ良民・賤民の集団が存在した高麗の状況 [Ibid] は、片倉穰 [1987] が指摘した大越の場合と類似していたと思われる。

ば——記録が見られない。

ちなみに、李朝の行幸関連史料に見える「行宮」「行宮」（分布は地図2参照）は単なる臨時のキャンプとは限らない⁵⁾。頻繁な農耕儀礼は直営田の存在を示す[桜井 1980]。応豊行宮（初出1101年）では公田耕作の視察（省耕公田）が記録されているほか、陶磁器・レンガ片と陶磁器焼成用のサヤが発見されて手工業生産も確認されるなど、恒久的な経済基盤の存在が裏付けられる。

史料6：「皇長子竜昶が応豊行宮で生まれ、ついで顕忠王に冊立された（皇長子竜昶生于応豊行宮。尋冊顕忠王）[TT本紀4：英宗大定12年（1151）11月条]

史料7：「9月、大黃人の費郎が反乱した...（翌年）輔国太保の杜敬修に大黃を討たせた...敬修は臆病で敵中に深く入ろうとせず...ただ章山・安老の間を往来するのみだった...（さらに翌年）官軍は潰滅し、費郎らは勝ちをたのんで...一体の郷村を抜き、応豊行宮および倉穀を焚いた...（大黃人費郎反...命輔国太保杜敬修伐大黃。敬修怯懦、不敢深入...但往来章山・安老間而已...官軍大潰、費郎等恃其数勝...攻拔一带郷村、焚応豊行宮及倉穀...）」[SL巻3：高宗天資寶祐2年（1203）～4年（1205）]

このほかに、安老山寺の建立（1099年）、章山塔の建設（1108年）など、近隣の仏教拠点も応豊行宮の出現と前後して建設が行われている。12世紀の応豊行宮は紅河デルタ南部の支配拠点として総合的な機能をもっていたと考えてよからう。

では紅河デルタ下部は[桜井1980]が考えた通り、(1)デルタ内の他の地域とは対照的に(2)李朝が面的な支配を敷いていたのだろうか。これを考えるには、中央の王侯貴族は特定地域だけを収益源としたのではなく、各地の村落、交通拠点、寺観などに対しても比較的小規模な権益を組み合わせて自己の経済を成り立たせていたと考えるほうが自然であることにも、注意が必要である[桃木 2011：1章]。

ナムディン省の海清行宮（楊空路、阮覚海など仏教勢力の指導者と関係が深かったらしい）とタイビン省の御天行宮（李朝中期の権臣劉慶覃兄弟もすぐ近くの出身）の近傍から、李末動乱の際に陳氏が勃興しており（本拠はナムディンで海清より上流の美禄＝天長府と、タイビンの星罌郷＝竜興府にあり、紅河の両岸を押さえていたらしい）、朝廷の支配地域と「半独立勢力」の支配地域が截然と分かれていたのではない。むしろ王朝権力との関係を利用して力をつけた集団が、王朝衰退を利用して半独立化したものではないか。

2.2.2. 公主の地方首長への「降嫁」と地方統治

しばしば族内婚をおこなった高麗王家と違い、李朝では公主の地方首長への降嫁が多数記録されている[Momoki 2000; 桃木 2011：5章]⁶⁾。

史料8：「平陽公主のむすこの申道元が天成公主をめとった（平陽公主男申道元尚天成公主）」[SL巻2 聖宗龍彰天嗣元年（1066）条末]

5) 行宮に関する以下の記述は、Momoki 2008; 桃木 2011：第六章第2節4による。

6) 他方、李朝（前半期には複数皇后制がある）の皇帝の妻たちは、姓はわかってもどんな一族の出自かがわからない場合が多い。

史料9：「天成公主が六眸三足亀を献じた（天成公主献六眸三足亀）」[SL 卷2 仁宗英武昭勝4年（1079）5月条]

史料10：「天成公主が白象2頭を進上した（天成公主進白象二）」[SL 同・龍符元化六年（1106）条末]

李朝は諒州申氏、峯州・真登州の黎氏、渭竜州の何氏、富良府の楊氏など紅河デルタ周縁部の地方首長への「公主降嫁」を頻繁におこない、そこで生まれた女子が宮中に入って皇太后になったり（真登州黎氏から出た英宗の母の黎太后）、公主の婿が宮廷で大きな力をもった（2人の公主をめとり英宗朝で活躍した富良府の楊嗣明）ことが知られている。諒州の申氏との関係は特に、代々親密だったと考えられる。

史料11：「丁瑰が諒州を攻めてこれを降し、天極公主の家の財物を掠奪して去った（丁瑰攻諒州下之、掠天極公主家財物而去）」[SL 卷3：恵宗建嘉2年（1212）条]

史料12：「瑞天公主のやしきを諒州に建てさせた（起瑞天公主第于諒州）」[TT 卷4 英宗大定8年（1147）11月条]

史料13：「瑞天公主が諒州に赴いた（瑞天公主帰諒州）」[同・大定9年（1148）条]

天極公主（1167年に「諒州牧懐忠侯」に「降嫁」した女性と思われる）の屋敷は、夫の死後にその財産を相続したものかもしれないが、彼女がハノイ近郊の嘉林に別の屋敷を持っていること（SL1211年6月条）や、史料12・13の瑞天公主の例（結婚したのかどうか不明）から見て、「降嫁」後も独自の屋敷や財産を保持したものと思われる。天成公主の献上品（史料9/10）は、そうした公主の財産権を背景に理解すべきであろう。

史料14：帝は病気が日々はげしくなり、大統を継承するあとつぎもなく、公主はみな各路を分けて湯沐邑としてしまったため、ひとり指揮使陳守度に委ねて殿前諸軍を領し禁庭に扈衛させた（帝疾日滋、無嗣継承大統、公主皆分各路為湯沐邑、独委任指揮使陳守度領殿前諸軍扈衛禁庭）」[TT 卷4 恵宗建嘉14年（1224）条]

史料14は、公主が中央にいれば陳守度の専権は防げた可能性があるという論理だろう。とすれば、各路を「湯沐邑」にしていた公主とは、地方に下ってその地域に一定の支配権を行使する存在ではなかったか（献上品はその象徴?）。「降嫁」した公主たちもおそらく同様である。それは「王侯公主といえどもそれぞれ自力で食べていくものだった」ということでもあるが、それを通じて地方に、非律令制なかたちでの朝廷の支配力が及ぶことでもありえただろう。

3. まとめ

以上のように李朝では、多くの地方で在地首長による支配が続き、路・府・州などの単位を通じた官僚制的な統治は一部の地方でしか実現していなかった（「行政単位名」ないし「地方統治者の官名」の多くは地方勢力に与えられる名誉称号だった）。これは高麗とよく似た状況だったと考えられる。ただし後半期には、府における近侍官の統治など一定の支配強化の動きも見られた。

他方李朝は、皇帝による各地への頻繁な親征や行幸、拠点機能をもつ一連の行宮の建設など、別のチ

チャンネルから地方支配を広げており、公主の地方首長への「降嫁」も、公主が自己の屋敷を持ち中央に貢納を行う点などから見て、「地方支配」に一定の意味を持っていたと考えられる。これらは、高麗に見られない特徴である。

ちなみに、次の陳朝（1226-1400）においては、中国モデルのローカライゼーションの深化と中央集権化が同時進行するのだが、それは人口増やモンゴルの圧力などによる苦境へのやむをえざる対応か、それともより積極的な「上からの近代化」だったのだろうか

こうした唐宋の制度のローカライゼーションと別の国家・王権原理との交錯に関する比較研究について、王権論だけでなく政治史や制度史の面で、それも十国や敦煌（帰義軍節度使）・西夏もにらんだ幅広い研究ができないかというのが、報告者の今後の希望である⁷⁾。

参考文献

（一次史料）

『越南漢喃銘文匯編第一集 北属時期至李朝』（*Épigraphie en chinois du Viêt Nam vol.1; Văn khắc Hán nôm Việt Nam tập 1*）、潘文閣 [Phan Văn Các] - 蘇爾夢 [Claudine Salmon]（主編）、河内：漢喃研究院・遠東学院、1998。

『大越史記全書』（TT）24巻。呉士連撰、洪徳10年（1479）、その後増補され正和18年（1697）刊行。陳荊和校合本（全3冊。1789年までの続編を追補し総計29巻）、東京大学東洋文化研究所東洋学文献センター、1984。[現存しない黎文休の『大越史記』（1272年上進）にもとづくと思われるが、15世紀以降の史観による改変をかなり被っていると思われる。ベトナムでは近世王朝から現代の学界まで、これを正史と見なす傾向が強い]

『大越史略』（SL）3巻。撰者不詳（陳朝）、陳荊和校合本、創価大学アジア文化研究所、1987。[明の占領時に中国に持ち去られ、永樂大典をへて守山閣叢書等に収録。巻末の書き込みから14世紀の廢帝昌符年間（1377-88）の作とされるが、陳荊和はこれを単なる保有者のメモとして、編纂はもっと以前と考える。黎文休の大越史記そのものである可能性も説く。筆者も、1330年代末の儒教官僚による大幅な歴史書き換えより以前の作品と考える [桃木 2011：288]。ベトナムでは、近代までほとんど知られなかったことと、誤写が多いことから十分利用されていない]

*ほかにベトナム史料としては、近世考証学の成果である『欽定越史通鑑綱目』『大南一統志』『歷朝憲章類誌』などがよく知られているが、14世紀以前については、ほぼ『大越史記全書』以降の史料しか利用できなかったと見られ、あまり使えない。むしろ、陳朝期のベトナム紹介本『安南志略』（20巻。黎崱撰、1285年に元に亡命した黎崱が1339年までに完成させる）、国家祭祀を受けた神靈の由来を集めた『粵甸幽靈集録』（1巻。李濟川撰、1329年の序文あり）、同じく陳朝で成立したと思われる高僧伝『禪苑集英』（2巻。撰者不詳）などがまだまだ利用できる（安南志略や禪苑集英には、TTよりSLに合致する記事がしばしば見られる）。また陳朝ほどではないが李朝の碑文も、地名を含むものが散見し、考証に利用できる。

『嶺外代答』10巻。宋・周去非撰（淳熙5年〈1178〉）；楊武泉校注『嶺外代答校注』北京：中華書局活字本（中外交通史籍叢刊）、1999。

*ほかに中国史料では、『宋会要輯稿』に重要な記述が多い。『嶺外代答』と同時期の范成大『桂海虞衡志』も重要な情報を含む。

（研究文献）

網野善彦。1974。『日本の歴史10 蒙古襲来』小学館。

7) アジア世界史学会（AAWH）第2回大会（2012年4月・ソウル）で、報告者を代表とするパネル計画“Central Government and Local Rule in Medieval East Asian ‘Charter Polities’”を予定している。中世大越、高麗、中世前期日本を比較するこのパネルでも、こうした方向で議論をしたいと考えている。

- 明石一紀. 2006. 『古代・中世のイエと女性』校倉書房.
- 河上洋. 1983. 「渤海の地方統治体制——一つの試論として——」『東洋史研究』42(2) : 1-27.
- 黒田俊雄. 1975. 『日本中世の国家と宗教』岩波書店
- 小林隆道. 2003. 「宋代の広域区画(路)について」『史滴』25 : 37-55.
- 酒寄雅志. 1993. 「華夷思想の諸相」荒野・石井・村井編『アジアのなかの日本史V 自意識と相互理解』東京大学出版会, pp.27-58. [のち『渤海と古代の日本』校倉書房, 2001年終章]
- 桜井由躬雄. 1980a. 「10世紀紅河デルタ開拓試論」『東南アジア研究』17(4) : 597-632.
- 桜井由躬雄. 1980b. 「李朝(1010-1225) 紅河デルタ開拓試論——デルタ開拓における農学的適応の終末——」『東南アジア研究』18(2) : 271-314
- 周藤良之. 1980. 『高麗朝官僚制の研究』法政大学出版局.
- 朝鮮史研究会編. 2011. 『朝鮮史研究入門』名古屋大学出版会.
- 土居邦彦. 1995. 「骨と岩と齒と風水」『東洋史学論集(立教大学大学院)』2 : 25-37.
- 仁井田陞. 1980. 「黎氏安南の財産相続法と中国法」『補訂中国法制史研究 奴隸農奴法・家族村落法』東京大学出版会(初版1962年), pp.527-545 [初出『東洋文化研究所紀要』5, 1954年]
- 野村育世. 2006. 『家族史としての女院論』校倉書房.
- 旗田巍. 1972. 『朝鮮中世社会史の研究』法政大学出版局.
- 浜中昇. 1986. 『朝鮮古代の経済と社会——村落・土地制度史研究』法政大学出版局.
- 浜中昇. 1992. 「高麗初期村落の性格をめぐって——血縁集団説の再検討——」『朝鮮学報』144 : 29-50.
- 服藤早苗. 2005. 『平安王朝社会のジェンダー——家・王権・性愛』校倉書房(歴史科学叢書).
- 古畑徹. 2007. 「唐代「首領」語義考——中国正史の用例を中心に——」『東北大学東洋史論集』11 : 23-53.
- 牧野巽. 1978. 「安南の黎朝刑律にあらはれた家族制度」『牧野巽著作集第2巻 中国家族研究下』お茶の水書房, pp.205-234. [初出『日仏文化』新第6輯, 1934年→『支那家族研究』生活社, 1944年]
- 牧野巽. 1985a. 「東亜米作民族における財産相続制の比較」『牧野巽著作集第4巻 雲南民族史研究. 東亜米作民族研究』お茶の水書房, pp.215-306. [初出「東亜米作民族の財産相続制の比較」『社会学評論』1, 1950年; 3(3), 1952年].
- 牧野巽. 1985b. 「東亜米作諸民族における奴隸制——序説的試論——」『牧野巽著作集第4巻』, pp.307-342. [初出『高田博士古稀記念論文集 社会学の諸問題』有斐閣, 1954年]
- 宮嶋博史. 1994. 「東アジア小農社会の形成」溝口雄三・浜下武志・平石直昭・宮嶋博史(編). 『アジアから考える6 長期社会変動』東京大学出版会, pp.67-96.
- 村井章介. 1988. 『アジアのなかの中世日本』校倉書房.
- 村山智順. 1972. 『朝鮮の風水』国書刊行会. [朝鮮総督府1931年刊の復刻]
- 茂木敏夫. 1997. 『変容する近代東アジアの国際秩序』山川出版社(世界史リブレット41).
- 桃木至朗. 2011. 『中世大越国家の成立と変容』大阪大学出版会.
- 李成市. 2000. 『東アジア文化圏の形成』山川出版社(世界史リブレット7).
- Cuong Tu Nguyen 1997. *Zen in Medieval Vietnam, A Study and Translation of the Thiền Uyển Tập Anh*, Honolulu: University of Hawai'i Press (The Kuroda Institute for the Study of Buddhism and Human Values).
- Đào Duy Anh. 1964. *Đất nước Việt Nam qua các đời — Nghiên cứu địa lý học lịch sử Việt Nam*. Hà Nội: Nxb Khoa học. (Nxb Thuận Hóa, 1994) [ダオ・ズイ・アイン『各時代のベトナムの国土——ベトナム歴史地理研究』ハノイ: 科学出版社(再版: トゥアンホア出版社, 1996年). 中国語訳: 陶維英『越南歴史地理研究』鍾民岩(訳), 岳勝(校). 北京: 三聯書店, 1983年]
- Hoàng Xuân-hãn. 1949. *Lý Thường-kiệt — Lịch sử Ngoại giao Triều Lý —*. Hà-nội: Sông Nhị. (Nxb Hà Nội, 1996) [ホアン・スアン・ハン『李常傑——李朝外交史——』ハノイ: 珥河出版社. 再版: ハノイ出版社1996年]
- Lieberman, Victor. 2003. *Strange Parallels: Southeast Asia in Global Context, c.800-1830, volume 1: Integration on the Mainland*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Lieberman, Victor. 2009. *Strange Parallels: Southeast Asia in Global Context, c.800-1830, volume 2: Mainland mirrors: Europe,*

- Japan, China, South Asia, and the Islands*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Maspéro, Henri. 1910. Le protectorat général d'Annam sous les T'ang — Essai de géographie historique — . *BEFEO* tomeX: 539-584, 665-682.
- Maspéro, Henri. 1916. Études d'histoire d'Annam II: La géographie politique de l'empire d'Annam sous les Lí, les Trần et les Hồ (X^e-XV^e siècles). *BEFEO* tomeXVI fasc. 1: 27-48.
- Momoki Shiro. 2000. Gia đình của các vua nhà Lý và sự xuất hiện của vương triều phụ hệ, trong ĐHQGHN/TTKHXH-NVQG. *Việt Nam học, kỷ yếu hội thảo quốc tế lần thứ nhất, Hà Nội, 15-17.7.1998*, tập I, Hà Nội: Nxb Thế giới, tr. 255-272. [桃木至朗「李朝各帝の家族と父系王朝の出現」ハノイ国家大学／社会・人文科学国家センター『ベトナム学：第1回国際会議紀要 ハノイ：1998年7月15-17日』第1巻：255-272]
- Momoki Shiro. 2008. “Mấy luận điểm mới về lịch sử khai phá vùng hạ lưu châu thổ sông Hồng trong giai đoạn Lý-Trần (I), Hệ thống hành cung thời Lý,” *Viện Việt Nam học và Khoa học Phát triển, 20 năm Việt Nam học theo định hướng liên ngành*, Hà Nội; Nhà Xuất bản Thế giới, tr. 330-341. [桃木至朗「李陳時代における紅河デルタ下部の開発史に関する新しい諸論点I：李朝の行宮ネットワーク」ベトナム学・開発科学院『ベトナム学の20年 学際的向方で』ハノイ：世界出版社、pp.330-341]
- Momoki Shiro. 2010. “Nation and Geo-Body in Early Modern Vietnam: A Preliminary Study through Sources of Geomancy,” in *Southeast Asia in the 15th Century and the China Factor*, ed. Geoff Wade and Sun Laichen, Singapore: NUS Press, pp.126-153.
- Momoki Shiro. 2011. “New Lights on the Charter Polity of Dai Viet: A Comparative Approach with Goryeo and Other Small Empires in Southeast and Northeast Asia,” Paper for the International Workshop: Empires and Networks: Maritime Asian Experiences 9th to 19th centuries, Singapore (Institute of Southeast Asian Studies), Feb. 21-22, 2011.
- Nguyễn Quang Ngọc (chủ biên). 2010. *Vương triều Lý (1009-1226)*, Hà Nội: Nxb Hà Nội. [グエン・クアン・ゴック『李朝(1009-1226)』ハノイ：ハノイ出版社]
- Nguyễn Thừa Hỷ. 1981. Về cấu trúc xã hội chính trị thời Lý-Trần. Trong *Viện Sử học 1981*, tr. 301-357. [グエン・トゥア・ヒー「李陳時代の政治社会構造について」史学院 1981：301-357]
- Taylor, Keith W. 1992a. The Early Kingdoms, in Nicholas Tarling (ed.), *Cambridge History of Southeast Asia Volume One: From Early Times to c.1800*, Cambridge, New York and Oakley: Cambridge University Press, pp.137-182.
- Trần Quốc Vượng – Hà Văn Tấn (biên soạn). 1960b. *Lịch sử chế độ phong kiến Việt Nam* tập I, Hà Nội: Nxb Giáo dục. [チャン・クオック・ヴオン、ハー・ヴァン・タン(編)『ベトナム封建制度史』第1集. 全3巻のうちの第1巻]
- Viện Sử học. 1981. *Tìm hiểu xã hội Việt Nam thời Lý-Trần*. Hà Nội: Nxb KHXH. [史学院『李陳代ベトナム社会研究』ハノイ：社会科学出版社]
- Viện Sử học Việt Nam. 2002. *Lịch sử Việt Nam thế kỷ X đến thế kỷ XV*, Hà Nội: Nxb KHXH. [史学院『10-15世紀のベトナム史』ハノイ：社会科学出版社]
- Wolters, Oliver W. 1999. *History, Culture, and Region in Southeast Asian Perspectives* (revised ed.), Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Yu Insun. 1990. *Law and Society in Seventeenth and Eighteenth Century Vietnam*, Seoul: Asiatic Research Center, Korea University.



図1 李朝期の大越 [桃木 2011 : 228]

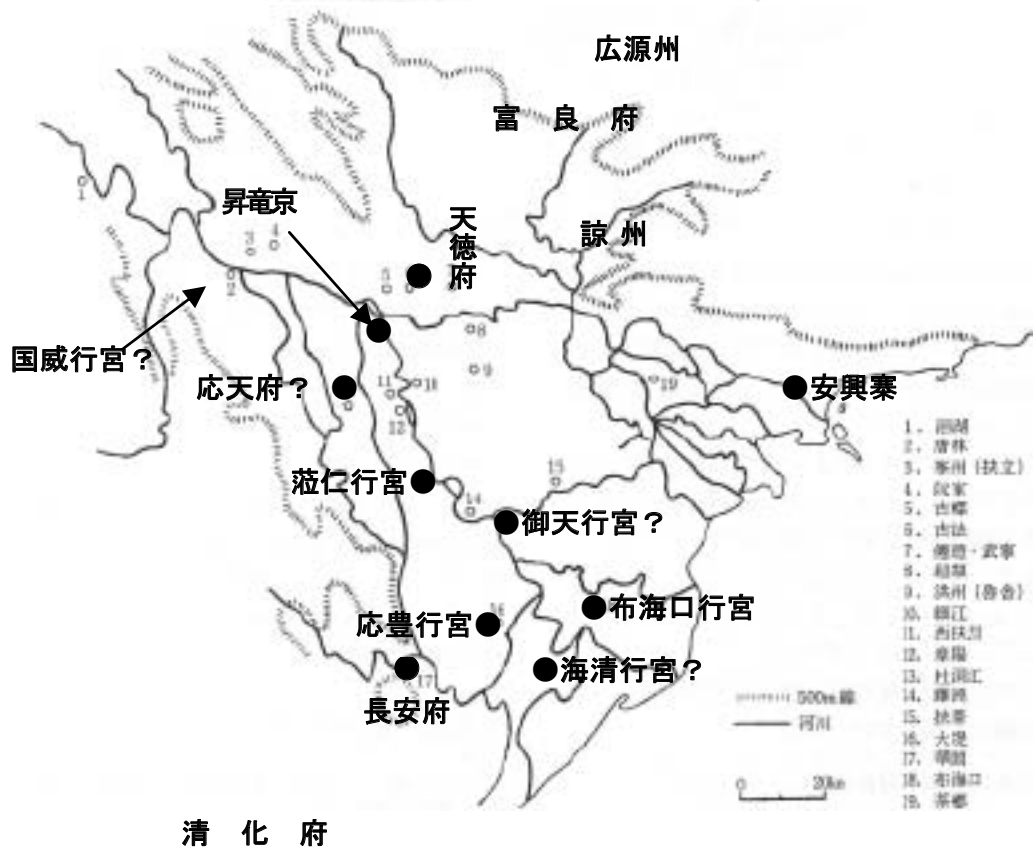


図2 李朝の主要支配拠点 [桃木 2011 : 259に加筆]

表1 SL、TTに見える単位呼称をともなった地名 [桃木 2011 : 232-233]

種別	地名（典拠史料と年代）
京	昇竜京（TT-1010、1014、1024、1028）、南京（SL,TT-1014）
城	華閭城（SL,TT-1010）、大羅城（SL,TT-1010、TT-1028、SL,TT-1078、SL-1165）、昇竜城（TT-1010）、長安城（TT-1028）
行宮 （行宮・第）	愛州（SL-1035,TT-1035は愛州行宮）、驩州（SL-1036,TT-1036は驩州行宮）、1043古覽行宮（TT-1043）、蒞仁（TT-1044「行殿」、SL-1067、SL-1070「位仁宮」、SL-1077、SL-1080、SL-1111、TT-1125、TT-1137、SL-1146、TT-1148、TT-1154、SL-1214）、霧潭（TT-1060）= 罌潭（SL-1060、SL-1065）、布海（口）（SL-1065）、究瀾（SL-1065）、啓瑞（SL-1068、SL-1092、TT-1117）、応豊（SL-1101、SL-1102、SL,TT-1123、TT-1124、SL,TT-1125、TT-1126、TT-1127、TT-1151、TT-1154、SL-1205、SL-1206）、安興寨行宮（TT-1147）、富良第（TT-1155）、広源州第（TT-1156）、国威（SL-1156）、御天（TT-1156）、海清（SL-1157「清海」？ SL-1202、SL-1206）
路	烏路（SL-1030、SL-1037）= 烏路（TT-1030、TT-1037）、父安路（TT-1154*）、烘路（SL-1209）、快路（SL-1215）、上源路（SL-1220）
府	京府（TT-1010）、天德府（SL,TT-1010、SL 太祖紀末、同太宗紀末、同聖宗紀末、同仁宗期末、TT-1128、SL- 神宗紀末、同英宗紀末、同高宗紀末）、長安府（SL,TT-1010、TT-1013、SL,TT-1028、SL,TT 太祖紀冒頭、SL,TT-1044、TT-1141*、TT-1154*）、応天府（SL,TT-1014）、都護府（TT-1037、TT-1067、SL,TT-1072、SL-1097、SL-1107、TT-1126、TT-1130、SL-1198、SL-1210、SL-1218）、父安府（SL-1101）、清化府（SL,TT-1111、TT-1127、TT-1128、TT-1129、TT-1130、TT-1132、TT-1135、TT-1136、TT-1137、TT-1152、SL-1192、SL-1198、SL,TT-1199、SL,TT-1203、SL-1210）、富良府（TT-1125、TT-1127、SL-1139 = TT-1141、TT-1142、TT-1147、TT-1149）、星昞府（SL-1225）、安華府（SL 惠宗紀末）
州	古法州（T-1009、TT 太祖紀冒頭、TT-1010、TT-1034、T-1161）、驩州（TT-1010、TT-1014、SL,TT-1025、SL,TT-1029、SL,TT-1031、TT-1034、SL,TT-1036、SL-1101）= 父安州（TT-1036、TT-1037、TT-1041、TT-1044、SL-1069、TT-1125、SL,TT-1128、TT-1128、SL,TT-1132、TT-1134、SL-1136、TT-1137、SL-1148、TT-1152、SL,TT-1177、SL,TT-1203、SL-1208、TT-1216、SL-1218、SL-1225）、愛州（TT-1010、SL,TT-1011、TT-1028*、SL,TT-1029、SL,TT-1035、SL,TT-1043、SL-1050、SL-1061）、濱州（SL,TT-1012、SL,TT-1026、TT-1103、SL-1192、TT-1198）、渭龍州（TT-1012、SL,TT-1013、TT-1015、SL-1060、SL,TT-1082、SL-1180）、平林州（TT-1014）、籬州（SL-1014）？ 都金州（TT-1015、SL,TT-1024、SL,TT-1036、TT-1037）、常新州（TT-1015、SL,TT-1036、SL,TT-1037）、平原州（TT-1015、SL,TT-1036、TT-1037）、儻猶州（TT-1022*、TT-1039、SL,TT-1041）、永安州（SL,TT-1023、TT-1033）、峯州（TT-1024、SL,TT-1036、SL-1073、SL-1217）= 峯輪州（SL-1024）、七源州（SL,TT-1027、TT-1149）、文州（SL,TT-1027、SL,TT-1042、SL,TT-1043、TT-1149）、諒州（SL,TT-1029、TT-1032、SL-1059、SL,TT-1060、SL-1072、SL,TT-1079、SL,TT-1091、TT-1128、SL-1139 = TT-1141、TT-1146、TT-1147、TT-1148、SL-1167、SL-1198、SL-1208、SL-1209、SL-1211、SL-1212、SL,TT-1214）、定源州（SL,TT-1033）、真登州（TT-1033、SL-1047、SL,TT-1068、TT-1113、TT-1132、TT-1140、SL-1194）、六州（TT-1033）？、彘源州（SL,TT-1033）、古州（SL-1034、SL-1161）、上威州（TT-1036）、広源州（TT-1038、SL,TT-1039、SL,TT-1041、SL,TT-1076、SL,TT-1078、TT-1079、SL,TT-1081、TT-1124、TT-1125、TT-1127、TT-1128、TT-1142、SL-1143 = TT-1145、TT-1156）、万涯州（TT-1039、TT-1041）、武勒州（TT-1039）、弄石州（TT-1039）、定辺州（TT-1039）、雷火州（B-1041）？ 平婆州（B-1041）？ 思浪州（SL-1041）= 思琅州（TT-1041、SL-1143 = SL-1145）、武寧州（SL,TT-1043、SL-1059）、登州（TT-1044）、西源州（SL-1060）、羅順州（SL,TT-1061）、忙貫州（SL-1065）、凡郎州（SL-1068）、居連州（TT-1069）、地哩州（TT-1069、TT-1075、TT-1104）= 臨平州（TT-1075）、麻令州（TT-1069、TT-1075）= 明靈州（TT-1075）、布政州（TT-1069、TT-1075）、蘇茂州（SL,TT-1078）、石犀州（SL,TT-1089）、東梁州（SL-1105）、司農州（SL,TT-1117）、農州（TT-1127）、西農州（TT-1129、TT-1140、TT-1141）= 西農州（SL-1139）、太原州（TT-1140）、陸令州（TT-1140、TT-1141）= 隆令州（SL-1139）、上源州（SL-1139、SL-1177）= 上原州（TT-1140、TT-1141）、下農州（TT-1140）、富良州（SL-1142）、通農州（TT-1145）、蒲州（TT-1145）、大黃州（TT-1198、TT-1214）、国威州（SL,TT-1207、TT-1208、SL-1213）、藤州（SL,TT-1208、SL-1209）、快州（TT-1209）、洪州（TT-1209、TT-1212）、井州（SL-1213）、大通州（SL-1214）、究連州（TT-1216、SL-1218）？

道	臨西道 (TT-1036、TT-1037)、安州道 (SL-1057)、大通道 (SL-1207)、南柵道 (SL-1207)、可了道 (SL-1207)、扶帶道 (SL-1207)、北江道 (SL-1212、SL-1213、SL-1214)、扶樂道 (SL-1213、SL-1214)、平樂道 (SL-1214)
郡	嘉林郡 (SL,TT-1062)
県	石河県 (TT-1010)、太平県 (TT-1015)、連県 (TT-1039) = 下連県 (SL-1062)、慈廉県 (TT-1063)*、都臘県 (SL-1068)、石室県 (TT-1116)*、博茹県 (TT-1141)、嘉遠県 (TT-1141)*、兵合県 (TT-1214)、安沿県 (TT-1216)
鎮	潮陽鎮 (SL,TT-1023)、永康鎮 (TT-1044)、望国鎮 (SL,TT-1047)、大通鎮 (TT-1148)、婦仁鎮 (TT-1148)、雲屯鎮 (TT-1184)
寨	愛州寨 (TT-1010)? 驪州寨 (TT-1010)? 五花寨 (TT-1014)、番寨 (SL-1025) = 定藩寨 (TT-1025)、婆和寨 (TT-1044)、和寨 (TT-1128)、日麗寨 (TT-1132)、宣明寨 (TT-1141)、安興寨 (TT-1147)、帰化寨 (SL-1158、SL-1190、SL-1220)
洞	武建洞 (TT-1039、SL-1062)、雷火洞 (SL,TT-1041)? 平安洞 (TT-1041)? 婆四洞 (TT-1041)? 勿惡洞 (SL,TT-1048)、決旱洞 (SL-1050)、大發洞 (SL-1050)、文湘洞 (SL-1050)、勿陽洞 (SL,TT-1050)、沙蕩洞 (SL-1061)、麻沙洞 (SL-1064、SL-1083、SL,TT-1119)、金鷄洞 (TT-1141)、蜆洞 (SL-1205)、猪洞 (SL,TT-1209)、朱麻洞 (SL-1214)、安丁洞 (SL-1219)
柵 (冊)	司蒙柵 (SL-1184) = 思蒙冊 (TT-1184)、鄭柵 (SL-1184)、烏米柵 (SL-1184)、蕩沛柵 (SL-1184)、万米柵 (SL-1184)、靈柵 (SL-1185) = 炎柵 (TT-1185)、枯冊 (SL-1211)、安樂柵 (SL-1217)、麻論柵 (SL-1218)、蒙柵 (SL-1223)
郷	延蘊郷 (TT-1009) = 古法郷 (SL-1009、TT-1010)、冰山郷 (TT-1028*)、多糜郷 (TT-1028*)、信郷 (TT-1032)、土磊郷 (TT-1068) = 超類郷 (TT-1068、SL-1115)、杜家郷 (TT-1128)、太平郷 (TT-1131)、冷涇郷 (TT-1136)、沛郷 (SL-1184)、高舍郷 (TT-1198)、清威郷 (TT-1207)、古蔑郷 (SL-1208)、安朗郷 (SL-1210)、即墨郷 (SL-1210)、穫郷 (SL-1211)、芮曳郷 (SL-1214)、多感郷 (SL-1214)、快郷 (SL-1215)、扶董郷 (TT-1220、TT-1225*)
甲	但乃甲 (SL,TT-1029)、竜池甲 (SL-1050)、甘蔗甲 (TT-1117)、直邪甲 (TT-1117)? 漆作甲 (TT-1120)、古宏甲 (SL-1188、SL,TT-1192)
場	快場 (TT-1119)、枕榔場 (TT-1128)、平隆場 (SL-1161)
邑	林邑 (SL-1203)、陀某邑 (SL-1203)、雜字邑 (SL-1207)、海邑 (SL,TT-1209、SL-1210、SL-1211)、灘邑 (SL-1211)、芮邑 (SL-1211)、池邑 (SL-1212)、神溪邑 (SL-1213)、个屨邑 (SL-1213)、義住邑 (SL-1215)、慈廉邑 (SL-1216)、兵合邑 (SL-1216)、平稿邑 (SL-1219)
江	杜洞江 (SL,TT-1032)、五県江 (SL-1050、SL-1061)、南平江 (SL-1059)、洮江 (TT-1096)、梁江 (SL-1096)、大黃江 (TT-1154、TT-1203、TT-1204)、芒貫江 (SL-1164)、祁幕江 (SL-1208)、帰化江 (TT-1209、SL-1220)、三帯江 (SL-1213、SL-1220)、宣光江 (SL-1220)
社	馱望社 (TT-1063*)、譚舍社 (TT-1141*)、麻浪阿杲社 (SL-1209)
村	古碑村 (TT-1028*)、譚舍村 (TT-1028*)、杜家村 (SL-1185)、劉家村 (SL,TT-1209)、象奴村 (SL-1214)

表2 『嶺外代答』2：外国門上：安南国条に見える府州寨名 [桃木 2011：234]

府	都護府、大通府、清化府、富良府
州	永安州、永泰州、万春州、豊道州、太平州、清化州、父安州、遮風州、茶廬州、安豊州、蘇州、茂州、諒州
寨	和寧寨、大盤寨、新安寨

表3 SL、TT に記録された皇帝の地方への行幸回数とその目的 [桃木 2011 : 244に加筆]

皇帝	在位年	行幸回数	農耕儀礼	捕象	寺観参拝
太祖	1009-28	2	0	0	1
太宗	1028-54	11	4	3	3
聖宗	1054-72	9	3	1	0
仁宗	1072-1127	25	13	5	3
神宗	1127-37	2	1	1	0
英宗	1137-75	5	1	1	0
高宗	1175-1210	8	0	2	3
恵宗	1210-1225	3	0	0	0
昭皇	1225-1226	0	0	0	0
総計	(217)	65	22	13	10

*戦争の際の移動と都城内の行幸は含まない。